

(別紙)

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について

(平成 29 年 4 月 21 日付け消防国第 38 号、消防運第 24 号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考に作成)

1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例

○ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

2. ミサイルが着弾した場合の行動例

○ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。

- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

公印省略

分類記号 大		中	小		
係員	関係職員	事務次長	参事兼事務長	教頭	校長
				29 教体第 2330 号	6
				29 教総第 1621 号	

29 教高第 3310 号

29 教義第 3726 号

平成 29 年 9 月 8 日

各県立学校長 殿

教育庁教育振興部体育スポーツ健康課長
教育 庁 総 務 部 総 務 課 長
教育 庁 教 育 振 興 部 高 校 教 育 課 長
教育 庁 教 育 振 興 部 義 務 教 育 課 長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、生涯学習政策局生涯学習推進課、高等教育局高等教育企画課から通知がありました。
については、別紙を参照の上、各学校や地域の実態に応じた対応をお願いします。

【本件担当】

教育庁教育振興部体育スポーツ健康課

体育・健康教育班 藤野

T E L 092-643-3923

F A X 092-643-3926

